

松江市耐震改修促進計画(一部改定)

令和8年3月

松江市

令和8年3月の「島根県建築物耐震改修促進計画（第3次）」の策定を受け、「松江市耐震改修促進計画」を一部改定する。

第1章 改定なし

第2章 改定なし

第3章 本計画の基本事項と取り組み

7. 継続的な取り組み3 市民の生命・財産を守る総合的な対策

1 建築物所有者への法的措置

【1】地震時の建築物の総合的な安全対策

■耐震診断の義務づけ

「Ⅱ. 耐震診断結果などの公表」に記載されている耐震診断結果の報告期限を下記のとおり改定する。

耐震診断結果の報告期限

【改定前】平成38年3月31日

【改定後】令和10年3月31日

第4章 本計画がめざす10年後の耐震化率等の目標

2. 耐震改修及び耐震診断の目標

4 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの通行障害既存不適格建築物

「■耐震診断の目標」に記載されている耐震診断結果の報告期限を下記のとおり改定する。

耐震診断結果の報告期限

【改定前】平成38年3月31日

【改定後】令和10年3月31日